

道路交通法施行令の一部改正に伴う交通警察の運営について

昭和61年10月21日付け警察庁丙交企発第81号、丙交指発第39号、丙高速発第17号、丙運発第21号
警察庁交通局長から各管区警察局長、警視總監、各道府県警察本部長、各方面本部長あて

(概要)

道路交通法施行令の一部を改正する政令(昭和61年政令第329号)等の細部に関する留意事項について通達するもの。

その概要は、

- 1 座席ベルト装着義務違反に関する基礎点数付与対象の拡大関係
- 2 眼球、腎臓等の応急運搬に使用する緊急自動車の指定関係
- 3 車両の灯火関係

等である。